（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務）

第三十九条の二　［略］

2　［略］

3　法第四十七条の三第一項第三号の文部科学省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　法第二十条第一項に規定する短期給付（同項第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）の支給に関する事務

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第二十二条の三各号に規定する事務

（老齢厚生年金の請求等）

第四十二条　老齢厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで及び第四十条の二（同令第三十条第一項第三号ロ、第五号、第六号及び第十一号ロ、第二項第三号の三及び第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条の三第三項第二号から第四号まで並びに第四十条の二第六項を除く。以下「老齢厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、老齢厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、老齢厚生年金請求等規定のうち次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十条第一項第三号	被保険者（	［略］
［略］	［略］	［略］
第三十条第一項第八号	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

第三十条第一項第三号	被保険者（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法による被保険者及び	［略］
［略］	［略］	［略］
第三十条第一項第八号	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務）

第三十九条の二　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

（老齢厚生年金の請求等）

第四十二条　老齢厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで及び第四十条の二（同令第三十条第一項第三号ロ、第五号、第六号及び第十一号ロ、第二項第三号の二及び第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条の三第三項第二号から第四号まで並びに第四十条の二第六項を除く。以下「老齢厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、老齢厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、老齢厚生年金請求等規定のうち次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十条第一項第三号	被保険者（	厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による被保険者及び
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第三十条第一項第八号の二	国民年金法施行規則第一条各号	国民年金法施行規則第一条第一項各号
［同上］	［同上］	［同上］